令和６年度第１回葉山町地域公共交通会議
2024.5.23

葉山町政策財政部政策課

１．地域公共交通計画案における交通不便地域の記載内容について

第３章　地域公共交通の現状
　２　バス
　（２）交通不便地域
　　本町を運行する路線バスの多くは幹線道路沿いを運行しています。多くの住宅地は幹線道路から近い地域にありますが、バス停から300m以上離れた地域もあり、本計画では、これらの地域を「交通不便地域」とします。また、山、丘の上にある造成団地からバス停までの経路については、一部地域で課題も見られます。

　３　交通不便地域（※「２　バス」内ではなく、新たに項目立てします）
　本町を運行する路線バスの多くは幹線道路沿いを運行しています。多くの住宅地は幹線道路から近い地域にありますが、バス停から300m以上離れた地域や、町内へアクセスするバス路線のない地域、山や丘の上に造成された住宅団地においてバス停までに坂があり負担がある地域について、本計画ではこれらの地域を「交通不便地域」とします。

２．葉山町地域公共交通実証運行事業について（１）

前回の地域公共交通会議にて、「葉山町地域公共交通再編プロジェクトの概要（案）」として、ご説明させていただいた標記事業について、国交省委託事務局より令和６年５月９日付で「令和６年度 共創・MaaSモデル実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）」の１事業として採択するという結果通知を受けました。

総事業費	国庫交付上限額
19,716千円	12,819千円

令和６年第２回定例会（６月議会）に補正予算として計上し、議決をいただければ、実証運行事業をスタートしたいと考えています。

2．葉山町地域公共交通実証運行事業について（２）

事業目的	交通不便地域の住民の町内の日用品等の買い物、地域サロン、通院などの外出支援に係る移動の具体的な対策とする（交通×買い物・医療・まちづくり）。
事業手法	葉山町が権原を有する10人乗りワゴン車1台を使用する。 AIアプリ開発事業者へ事業委託をし、AIアプリ開発事業者が地元タクシー事業者に運行委託を行う。タクシー事業者が、AIオンデマンドアプリを搭載した車両の運行管理を実施し、デマンド型乗合タクシーの実証運行を実施する。
運行区域	運行区域は交通不便地域（山の上の造成団地、バス停から半径300m以上離れた地域、町内への直通路線バスがない）を中心とする（詳細は５ページにて）
運賃	利用者より使用料を徴収する（詳細は８ページにて）

事業の全体像・共創の仕組み

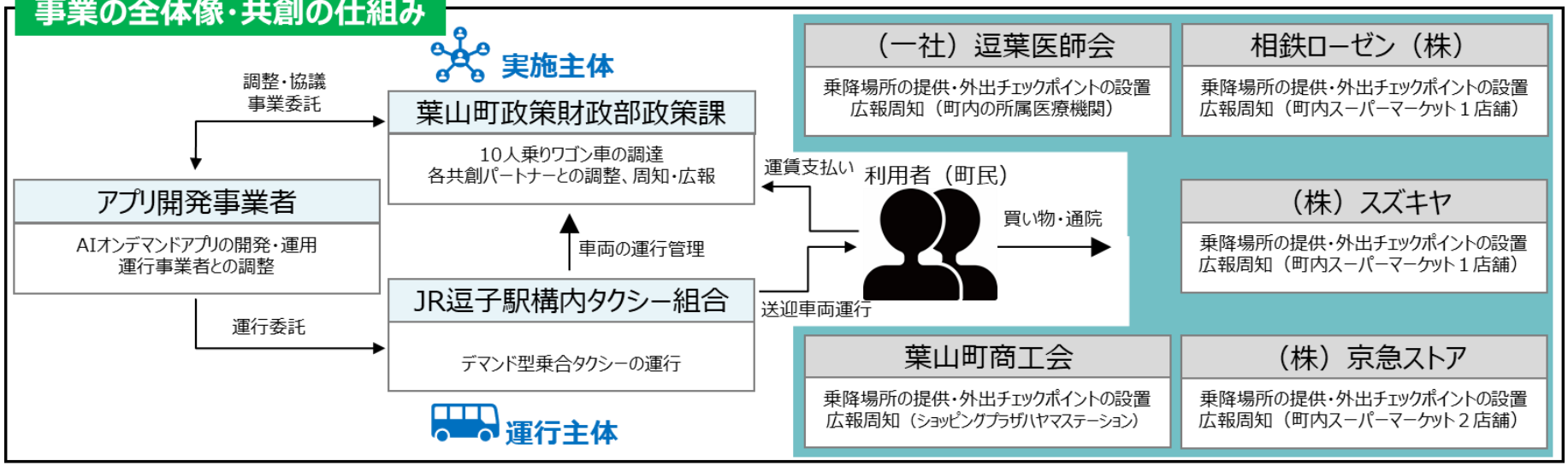

２．葉山町地域公共交通実証運行事業について（３）

本事業は、実証運行事業として道路運送法第78条の２に規定される、自家用有償旅客運送として事業実施をできればと考えています。

道路運送法
（有償運送）
第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
一　災害のため緊急を要するとき。
二　市町村（中略）が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

道路運送法施行規則
（自家用有償旅客運送）
第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村（中略）が行うものであつて、次に掲げるものとする。
一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）

３．実証運行事業の運行区域について（１）

１つめの運行区域については、長柄地区を想定しています。詳細は別紙を参照ください。
運行区域については、各交通不便地域を起点とし、役場、医療機関、スーパー、町内会館等を乗降ポイントとして設定します。

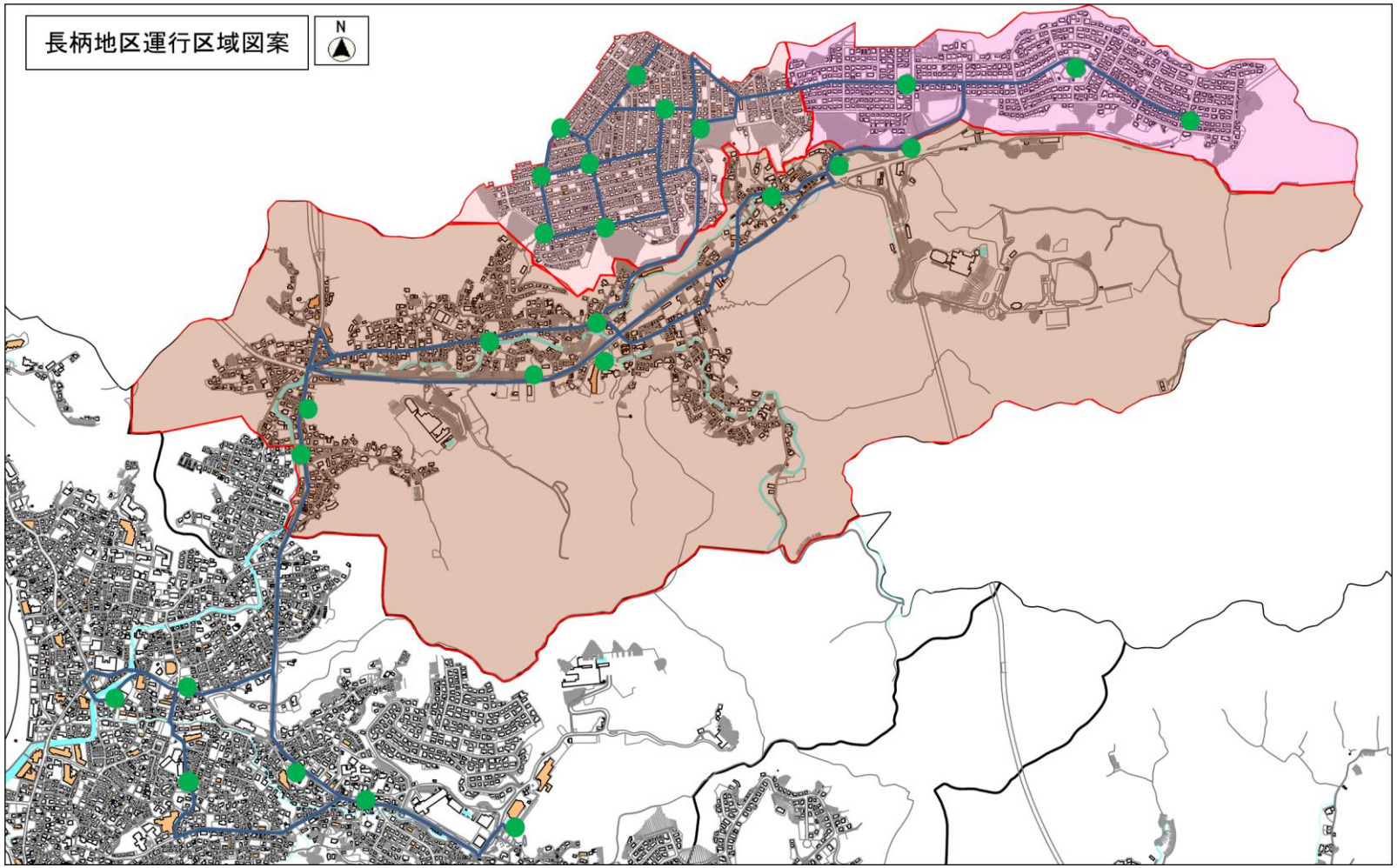

３．実証運行事業の運行区域について（２）

２つめの運行区域については、下山口・パークド・一色台地区を想定しています。詳細は別紙を参照ください。運行区域については、各交通不便地域を起点とし、役場、医療機関、スーパー、町内会館等を乗降ポイントとして設定します。

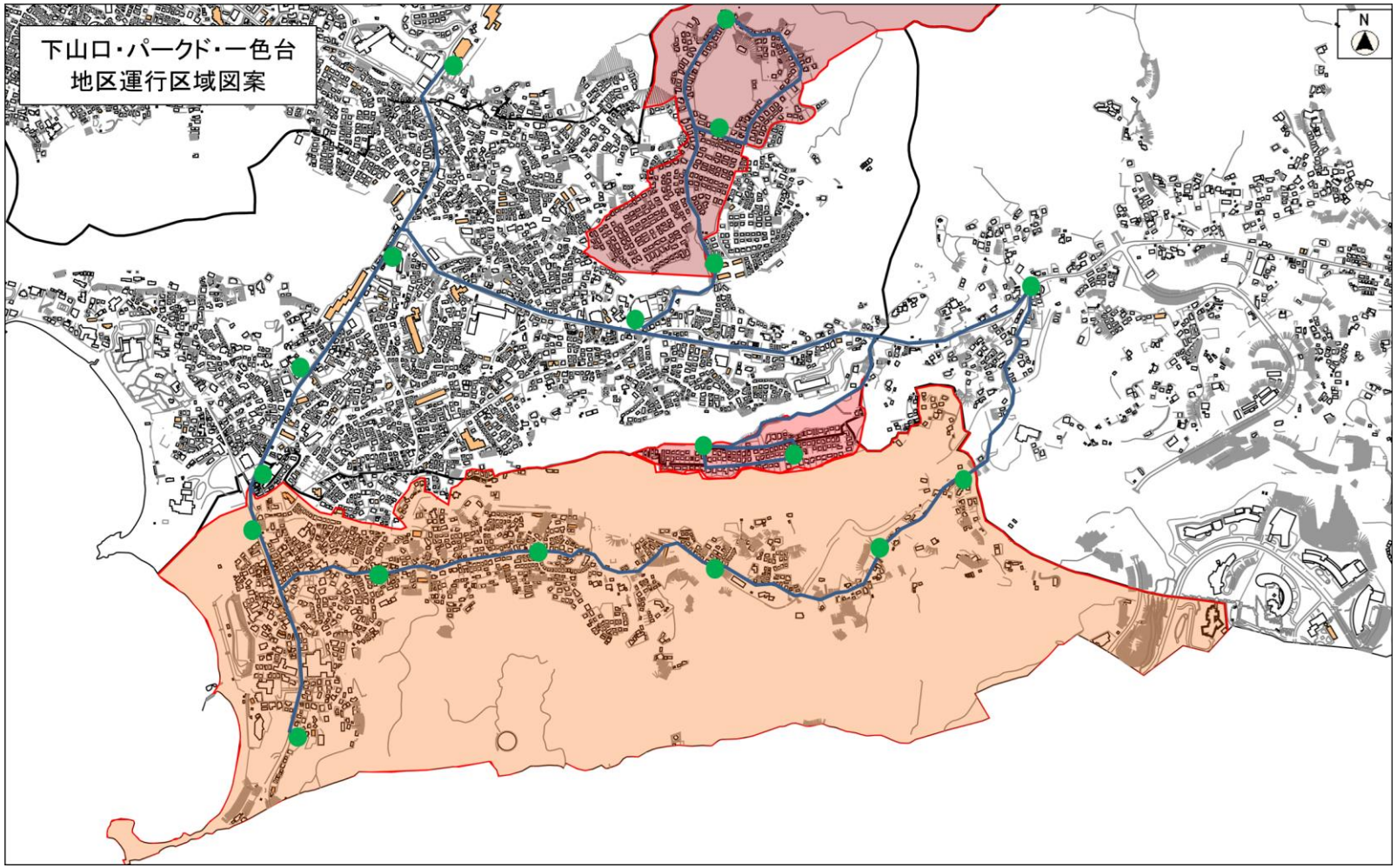

3．実証運行事業の運行区域について（3）

乗降ポイントを設定する上で、既存の公共交通網への交通結節点として、既存の路線バス停を利用し、フィーダー※としての機能を持たせたいと考えています。
それには、本地域公共交通会議にての協議が必要であることから、乗降ポイントとして利用したいバス停を次のとおり提案します。

乗降ポイントとして利用したいバス停

- 川久保バス停（上り）
- 長柄橋バス停（上り・下り）
- 向原バス停（上り・下り）
- 葉山バス停（上り）
- 水源地橋バス停（下り）

※フィーダー：交通網において幹線と接続する支線の役割のこと。

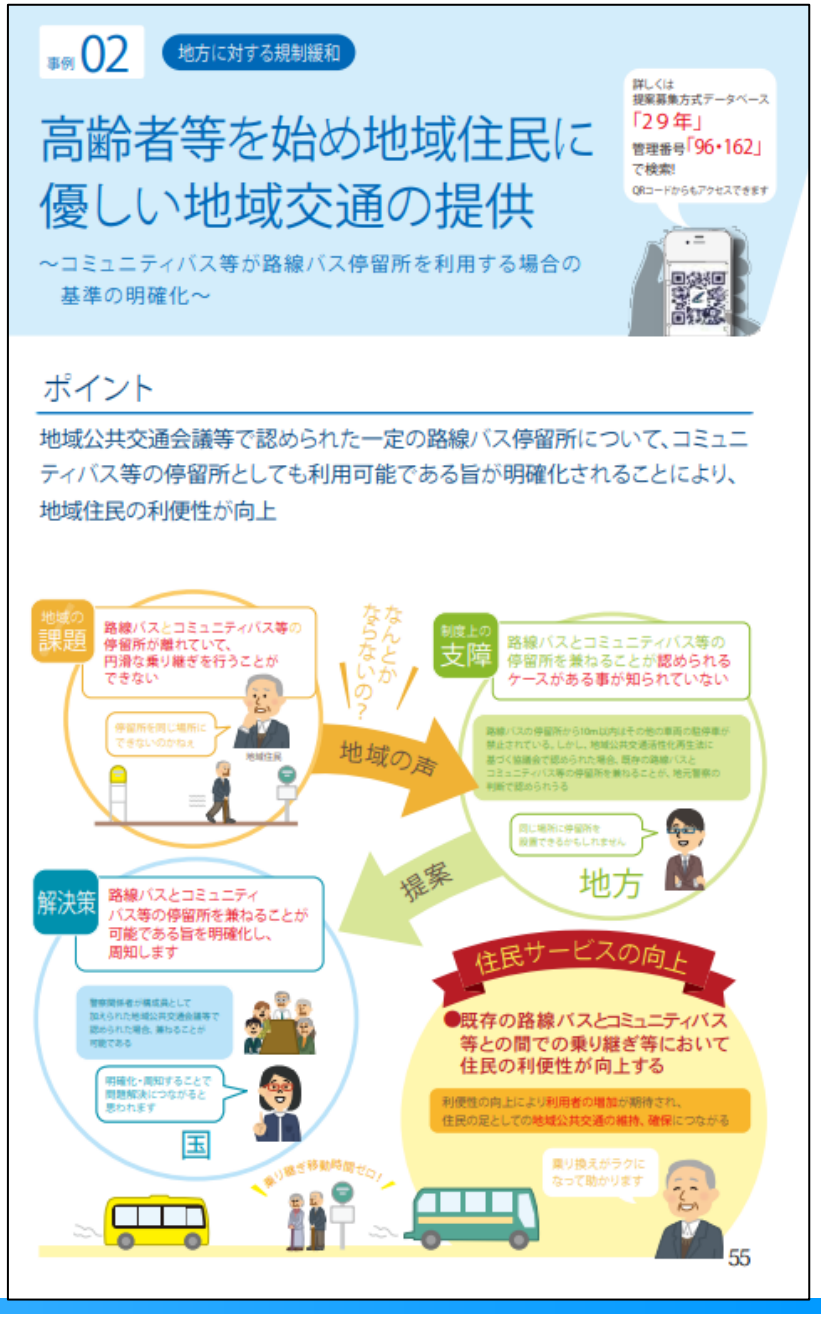

４．実証運行事業の運賃（使用料）について

運賃（使用料）を検討するにあたっては、次の点を踏まえ検討をしました。

・多くの人に利用してもらいたい反面、一定の受益者負担は必要。
・地域の交通事業者とのバランスを意識。

これらを踏まえ、次の運賃（使用料）案を提案します。

運賃（使用料）案	
利用者１名	１回200円
小学生以下	１回100円
１歳未満	無料
ただし、利用者（未就学児を除く）が同伴する未就学児に係る運賃は、利用者１人につき２人まで無料とする	

５．実証運行事業の今後のスケジュール

今後のスケジュール案			
予算・補助金関係		実証運行事業関係	
補助金交付申請	５月中		
補正予算・条例※提案	６月		
補助金交付決定	６月中		
		委託契約・車両購入入札	７月
		車両納車	９・10月～
		自家用有償旅客運送の車両登録	納車後
		地元説明会	納車・アプリ開発後
		実証運行実施	10月～１月
実施報告	２月末		

※使用料を徴収するにあたり、「葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例（仮称）」を制定したいと考えています。